

## 特別職の報酬等について（案）

### A案 0.35%引上げの改定（詳細は、別紙のとおり）

○ 考え方

特別区人事委員会勧告では、月例給について、0.35%生じている公民較差を解消するため、引上げの改定とされた。

特別職及び議員においても、公民較差の解消を目的として、勧告がなされた趣旨を踏まえ、0.35%引上げの改定とする。

○ 報酬等月額の変化

区 長 4,400 円、副 区 長 3,500 円、教 育 長 3,200 円

議 長 3,200 円、副 議 長 2,800 円

委 員 長 2,300 円、副 委 員 長 2,200 円、議 員 2,100 円

※10 円単位四捨五入

### B案 据え置き

○ 考え方

特別区人事委員会勧告では、月例給について、0.35%生じている公民較差を解消するため、引上げの改定とされた。

しかしながら、過去の一時期（平成 16 年から 23 年まで）においては、増額又は減額の勧告があった年度でも、公民較差の大きさなどを総合的に判断し、特別職の報酬等の額を「据え置き」としてきたこと等を考慮し、据え置きとする。

## 特別職の報酬等の改定について(A案 0.35%増額)

- ① 区長、副区長及び教育長の給料月額について、27年度勧告に基づく月例給改定の考え方と等しい「引上げ率」(0.35%)により増額する。
- ② 議員報酬についても、27年度勧告に基づく月例給改定の考え方と等しい「引上げ率」(0.35%)により増額する。

		報酬等月額	期末手当(月数変更なし)		年収
			支給月数	年間支給額	
区長	現行	1,248,000	3.25月	5,881,200	20,857,200
	0.35%	1,252,400	3.25月	5,901,935	20,930,735
	-端数処理による実質増額率(0.353%)	4,400	0月	20,735	73,535
副区長	現行	1,010,000	3.25月	4,759,625	16,879,625
	0.35%	1,013,500	3.25月	4,776,118	16,938,118
	-端数処理による実質増額率(0.347%)	3,500	0月	16,493	58,493
教育長	現行	923,000	3.25月	4,349,637	15,425,637
	0.35%	926,200	3.25月	4,364,717	15,479,117
	-端数処理による実質増額率(0.347%)	3,200	0月	15,080	53,480
議長	現行	917,000	3.15月	4,188,397	15,192,397
	0.35%	920,200	3.15月	4,203,013	15,245,413
	-端数処理による実質増額率(0.349%)	3,200	0月	14,616	53,016
副議長	現行	786,000	3.15月	3,590,055	13,022,055
	0.35%	788,800	3.15月	3,602,844	13,068,444
	-端数処理による実質増額率(0.356%)	2,800	0月	12,789	46,389
委員長	現行	645,000	3.15月	2,946,037	10,686,037
	0.35%	647,300	3.15月	2,956,542	10,724,142
	-端数処理による実質増額率(0.357%)	2,300	0月	10,505	38,105
副委員長	現行	618,000	3.15月	2,822,715	10,238,715
	0.35%	620,200	3.15月	2,832,763	10,275,163
	-端数処理による実質増額率(0.356%)	2,200	0月	10,048	36,448
議員	現行	596,000	3.15月	2,722,230	9,874,230
	0.35%	598,100	3.15月	2,731,821	9,909,021
	-端数処理による実質増額率(0.352%)	2,100	0月	9,591	34,791

(注)報酬等月額の現行額に「引上げ率」(0.35%)を乗じ、端数を調整(十円単位を四捨五入)して100円単位とした。

(参考①)区長、副区長及び教育長の期末手当…(給料月額+給料月額×45/100)×支給月数

(参考②)議員の期末手当…(報酬月額+報酬月額×45/100)×支給月数